

令和2年2月5日

保護者各位

城北中学校・高等学校
校長 小俣 力

新型コロナウイルス感染症に関する学校保健安全法上の対応について

平素より、本校の学校保健活動にご協力いただきありがとうございます。標記の件について、文部科学省から通知がありましたのでお知らせいたします。

中華人民共和国湖北省武漢市で発生した新型コロナウイルスに関連した感染症に関して、令和2年1月28日、新型コロナウイルス感染症が指定感染症として定められました（2月1日施行）。

指定感染症に指定されると、新型コロナウイルス感染症は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に定める第一種感染症とみなされます（学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第18条第2項）。このため、当該感染症にかかった場合は、治癒するまで出席停止となります。

学校感染症の出席停止の基準

感染症の種類	出席停止の期間の基準
第一種感染症	治癒するまで（規則第19条第1号）
第二種感染症	それぞれ定められた出席停止期間。ただし、病状により、学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるときはその限りではない。（規則第19条第2号）
第三種感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで（規則第19条第3号）

つきましては、ご家庭でも、咳エチケットや手洗い等の通常の感染症対策を引き続きお願いいたします。また、インフルエンザ同様体調がすぐれない場合は、すぐに医師の診断を受けるようお願いいたします。

関連情報ホームページ

新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について(内閣官房)

http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

新型コロナウイルス感染症に備えて ～一人ひとりができる対策を知っておこう～(首相官邸)

<http://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

新型コロナウイルスに関するQ&A(厚生労働省)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

○厚生労働省の電話相談窓口 電話番号 03-3595-2285

(受付時間 9時00分～21時00分)

学校において予防すべき感染症の解説(平成30(2018)年3月発行)

www.beppu-med.or.jp/topix/gakkoukansensho.pdf